

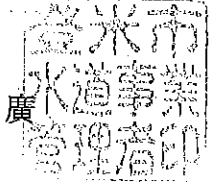


登米市水道事業告示第9号

登米市水道事業最低制限価格制度実施基準を次のように定める。

平成29年6月20日

登米市水道事業管理者
登米市長 熊谷 盛 廣



登米市水道事業最低制限価格制度実施基準

登米市水道事業最低制限価格制度実施基準については、登米市最低制限価格制度実施要綱（平成22年4月13日登米市告示第98号）の例による。

ただし、建設工事並びに土木関係コンサルタント「上水道及び工業用水道」は下記表1による。

表1

業種	区分	最低制限価格基礎額
建設工事	工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
		共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
		現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
		一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント (上水道及び工業用水道)	測量	直接測量費の額
		測量調査費の額
		諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
	設計	直接人件費の額
		直接経費の額
		その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
		一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。